

に掲げる有効な幅員以上の敷地内通路を設けなければならない。
い。

共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に使用される部分の床面積の合計	敷地内通路の幅
100平方メートル以内のもの	1.5メートル (階数が3以下で 延べ面積が200 平方メートル未満 の建築物は、90 センチメートル)
100平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2メートル (階数が3以下で 延べ面積が200 平方メートル未満 の建築物は、90 センチメートル)
(略)	

2 (略)
(長屋の出口)
第24条 (略)

2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の長屋に

掲げる有効な幅員以上の敷地内通路を設けなければならない。

共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に使用される部分の床面積の合計	敷地内通路の幅
100平方メートル以内のもの	1.5メートル
100平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2メートル
(略)	

2 (略)
(長屋の出口)
第24条 (略)

対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル（2以下の住戸の専用の通路については、2メートル）」とあるのは、「90センチメートル」とする。

別表第2（第60条、第61条関係）

- 1 建築物に関する完了検査申請等手数料
(1)－(11) (略)
- 2 建築設備に関する完了検査申請等手数料
(1)・(2) (略)
- 3 工作物に関する完了検査申請等手数料 15,000円

別表第3（第62条関係）

- 1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料
(1)－(11) (略)
- 2 中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料
(1)・(2) (略)

別表第5（第64条関係）

建築許可等申請手数料

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円
- (2) 道路の位置の指定申請手数料 50,000円
- (3) 道路の位置の変更指定申請手数料 25,000円

別表第2（第60条、第61条関係）

- 1 建築物に関する完了検査申請等
(1)－(11) (略)
- 2 建築設備に関する完了検査申請等
(1)・(2) (略)
- 3 工作物に関する完了検査申請等 15,000円

別表第3（第62条関係）

- 1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等
(1)－(11) (略)
- 2 中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等
(1)・(2) (略)

別表第5（第64条関係）

建築許可等申請手数料

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円
- (2) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料
160,000円

- (4) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料
27,000円
- (5) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
33,000円
- (6) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
33,000円
- (7) 道路内における建築認定申請手数料 27,000円
- (8) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料
160,000円
- (9) 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (10) 用途地域における建築等許可申請手数料
180,000円
- (11) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 160,000円
- (12) 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料
27,000円
- (13) 建築物の容積率に関する特例許可申請手数料
160,000円
- (14) 壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料 33,000円
- (15) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

- (3) 用途地域における建築等許可申請手数料
180,000円
- (4) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 160,000円
- (5) 建築物の容積率に関する特例許可申請手数料
160,000円
- (6) 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
- (7) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
160,000円
- (8) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (9) 仮設建築物建築許可申請手数料
 - ア 法第85条第6項の規定によるもの 120,000円
 - イ 法第85条第7項の規定によるもの 160,000円
- (10) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
33,000円
- (11) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
33,000円
- (12) 道路内における建築認定申請手数料 27,000円
- (13) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

- (16) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する場合を含む。） 160,000円
- (17) 建築物の高さの特例認定申請手数料 27,000円
- (18) 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
- (19) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
160,000円
- (20) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (21) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
160,000円
- (23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (25) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料 160,000円
- (26) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料
160,000円

- (14) 建築物の高さの特例認定申請手数料 27,000円
- (15) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (16) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (17) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (18) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (19) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (20) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
ア 建築物の数が2であるとき。 78,000円
イ 建築物の数が3以上であるときは、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (21) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例

(27) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料

160,000円

(28) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料

160,000円

(29) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料

160,000円

(30) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(31) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 160,000円

(32) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(33) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(34) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円

(35) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適

認定申請手数料

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 78,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(22) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 78,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(23) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料

6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(24) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(25) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料 27,000円

(26) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築

- 用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (36) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
160,000円
- (37) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (38) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料 27,000円
- (39) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
160,000円
- (40) 仮設建築物建築許可申請手数料
ア 法第85条第6項の規定によるもの 120,000円
イ 法第85条第7項の規定によるもの 160,000円
- (41) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
ア 建築物の数が2であるとき。 78,000円
イ 建築物の数が3以上であるときは、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額

- 面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
160,000円
- (27) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する場合を含む。） 160,000円
- (28) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (29) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
160,000円
- (30) 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (31) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
160,000円
- (32) 壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料 33,000円
- (33) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料
ア 建築物の数が2であるとき。 220,000円
イ 建築物の数が3以上であるときは、220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (34) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

を加算した額

(42) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号及び第44号において同じ。）の数が1であるとき。 78,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(43) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料

ア 建築物の数が2であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が3以上であるときは、220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(45) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号及び

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(35) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(36) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(37) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

(38) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料 160,000円

(39) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最

次号において同じ。)の数が1であるとき。

78,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(46) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(47) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

ア 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1であるとき。 220,000円

イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(48) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料

6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(49) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

低限度に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料

160,000円

(40) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料

160,000円

(41) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料

160,000円

(42) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(43) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

(44) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 160,000円

(45) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(46) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料 120,000円

(47) 道路の位置の指定申請手数料 50,000円

(48) 道路の位置の変更指定申請手数料 25,000円

(49) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料

(50) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料
120,000円

(51) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料
ア 法第87条の3第6項の規定によるもの
120,000円

イ 法第87条の3第7項の規定によるもの
160,000円

(52) 次に掲げる特例許可申請手数料
ア 第6条、第8条、第9条第2項、第16条、第30条第3項及び第50条第6項の規定によるもの
27,000円

イ 第36条第3項及び第47条の規定によるもの
33,000円

27,000円

(50) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料
ア 法第87条の3第6項の規定によるもの

120,000円

イ 法第87条の3第7項の規定によるもの
160,000円

(51) 次に掲げる特例許可申請手数料

ア 第6条、第8条、第9条第2項、第16条、第30条第3項及び第50条第6項の規定によるもの
27,000円

イ 第36条第3項及び第47条の規定によるもの
33,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。